～令和8年度小学校新1年生の保護者のみなさまへ～　　沼津市教育委員会 学校施設課

就学援助制度 新入学学用品費の入学前支給のご案内

1 就学援助制度とは

沼津市では、市立小中学校への就学にあたって、経済的にお困りのご家庭に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

就学援助制度は、通常では入学後の4月に申請を受付し、7月頃に受給の可否について認定を行いますが、就学援助制度における支給費目のうち、「新入学学用品費」（支給上限 57,060 円）については、入学前に前倒しで受給することができます。

2 新入学学用品費とは

ランドセル、上ばき、通学用雨具、防災ずきん、文房具など、新入学にあたり必要となるものを新入学学用品といいます。就学援助制度では、これらの購入費を新入学学用品費として支給します。

支給される時期及び金額は、以下のとおり条件によって異なります。

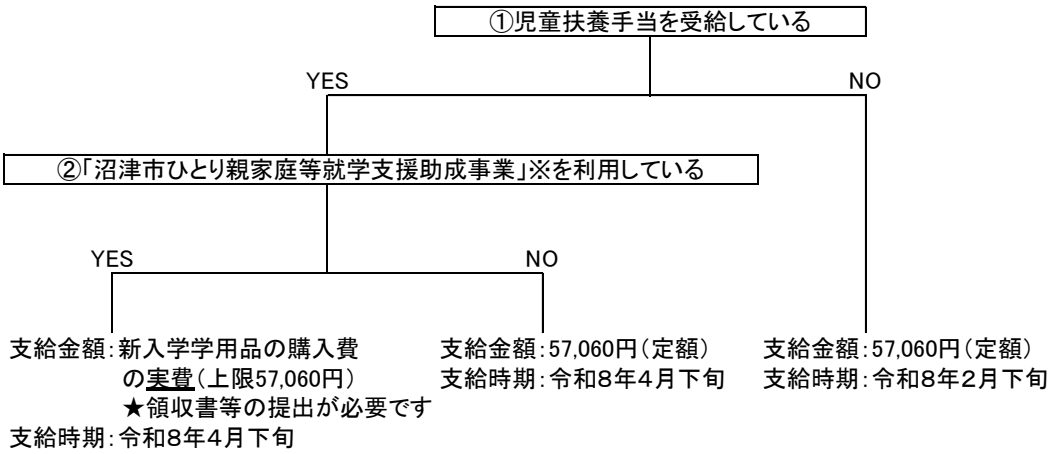

※ひとり親家庭等就学支援助成事業：ランドセル及び学校指定用品の購入費に対して上限30,000円を支給する制度です。
【お問い合わせ】 こども未来創造課　電話055-934-4827

3 入学前支給を受けることができる方

以下の3つの条件すべてに該当する方が対象となります。

① お子様が令和 8 年4月に沼津市立小学校に入学する方

② 令和 8 年1月1日時点で沼津市に住民登録がある方（市外へ転出する予定のない方）

③ 提出期限までに申請書を提出し、「準要保護」の認定を受けた方

※ 「準要保護」の認定要件（以下のいずれかに該当）

- 児童扶養手当を受給している（※児童手当ではありません）
- 国民年金の掛金の減免を受けている
- 市民税が非課税または減免を受けている
- 生活保護が停止または廃止された
- 上記の場合と同程度に経済的に困窮していると認められる場合等

4 申請書類 【提出先：入学予定の小学校事務室】

○ 必ず提出するもの

・**就学援助費申請書**（入学予定の小学校事務室又は市ホームページで配付します）

○ 条件によって提出が必要なもの

・令和7年1月2日以降に沼津市に転入された方

→**18歳以上の世帯員全員の令和7年度住民税課税証明書**（転入前の市区町村で発行）

・「沼津市ひとり親家庭等就学支援助成事業」を利用または利用予定の方

→**新入学学用品を購入した際の領収書**（領収書名義は、申請者と同一世帯の方に限ります）

※ 購入した物品が援助の対象となるか判断に迷う場合は、領収書は捨てずに提出してください。

※ クレジットカード等のキャッシュレス決済で購入した場合は、領収書に加えて、カード等の利用明細及び預金口座からの引落しが確認できるもの（記帳済みの通帳等）の添付が必要です。

→**預金口座通帳のコピー**（就学援助費の受取口座の確認のため、必要に応じて提出いただく場合があります。）

5 手続きの流れ

① **申請書配付・・・・・・・・・・・・令和７年 10 月１日（水）から**

申請書は、入学予定の小学校事務室で配付します。また、市ホームページからも取得できます。

② **申請書提出期限・・・・・・・・令和７年 11 月 14日（金）まで**

入学予定の小学校事務室へ提出してください。市教育委員会では受付していません。

「新入学学用品を購入した際の領収書」については、令和8年3月 27 日(金)までに提出してください。

③ **審査結果通知・・・・・・・・・・令和８年１月下旬**

市教育委員会から審査結果を郵送で通知します。

④ **新入学学用品費の支給・・令和８年２月下旬**

申請書提出時に指定された預金口座に入金します。

児童扶養手当を受給している場合には4月下旬の支給となります。

6 注意事項

・受給の条件に該当しなくなったときは、支給した金額を返還していただきます。

・申請内容に変更があった場合には、速やかに入学予定の小学校事務室へ連絡してください。

・本申請は、令和８年度の就学援助申請を兼ねているため、小学校入学後の申請書提出は不要になりますが、新年度の基準で改めて審査を行うため、審査結果が変わる場合があります。

・今回申請しない場合でも、入学後４月中に就学援助を申請し、認定された場合には、新入学学用品費を受給することができます。

7 問い合わせ先

入学予定の小学校事務室　受付時間：午前8時30分～午後4時（土日、祝日を除く）

市教育委員会 学校施設課 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

電　　話：055-934-4805